

有田内山伝統的建造物群保存地区

- 伝統的建造物の
建築年代凡例
- 江戸期
 - 明治期
 - 大正期
 - 昭和期



平成3年4月に国の重要伝統的建造物群保存地区選定
 ● 伝統的建造物 161件 ● 環境物件 130件 ● 面積 15.9ha (令和元年9月現在)
 ● 「重要伝統的建造物群保存地区」に選定を受けた平成3年から、毎年度2~6件程度の保存修理事業を実施



内山の景観



内山の町並み



安政6年(1859)『松浦郡 有田郷図』(佐賀県立図書館蔵)



泉山磁石場

有田内山の町並み

町並みの成立

内山地区の位置する有田の東部の地域は、南北を丘陵に挟まれた山間地で、窯業の開始以前には人の住まない場所でした。しかし、東端の泉山で豊富な磁器原料が発見されると、佐賀藩は1630年代後半にその西側に連なる地域に人工的に町を創出し、磁器生産の専業地としました。そして、1650年代後半には、「内山」の名称を冠して磁器生産の中核地としました。17世紀後半から約1世紀の間は、世界の磁器生産の中心地の役割も担いました。

町並み形成のあゆみ

現在の町並みが形成される過程には、景観に大きな変化をもたらした二つの出来事があります。一つは文政11年(1828)の大火で、窯の火が台風の風にあおられ、町のほとんどを焼失してしまいました。これ以前の建物も一部は現存するものの、現在の町並みはこの大火復興後の町並みを基盤としています。二つめは、昭和37年に行われた表通りの拡幅工事で、4~6mほどの狭い道幅が約10mに拡幅されています。その際に、不揃いだった町並みの壁面線が整えられました。

町並みの特徴

江戸時代の内山には東西の両端に人や物の出入りを管理するため、口屋番所が設けられていました。大通り沿いを中心とするその間の約2kmの範囲が現在の保存地区で、平成3年4月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。やきもので栄えた内山地区には、江戸期から昭和初期に渡る各時代を象徴する漆喰壁の町屋や洋風建築などが建ち並んでおり、進取の気質を反映した、変化に富んだ独特の町並みが形成されています。

伝統的建造物群

保存地区の保護

有田内山の伝統的な町並みや景観を保護し、有効活用を図るため、平成元年12月に「有田町都市景観条例」を制定しました。これにより保存の基本的な方向性を定めた上で、具体的な「保存計画」を策定して保護に努めています。保存地区内には、民家のほか寺社や蔵などの「伝統的建造物」やトンバイ塀や石垣などの「環境物件」があり、所有者からの申請により、年に数件ずつを選んで、国・県・町の補助による修理事業を実施しています。